

令和6年3月市議会定例会議提出議案

令和6年3月1日提出

区 分	件 数
予算関係	21
条例関係	38
その他議案	4
報告	1
計	64



福島市
FUKUSHIMA CITY

*この資料は、主な改正点等について、参考まで記載したものです。

【予算関係 その①】

1 議案第 1号 令和6年度福島市一般会計予算

2 議案第 2号 令和6年度福島市水道事業会計予算

3 議案第 3号 令和6年度福島市下水道事業会計予算

4 議案第 4号 令和6年度福島市農業集落排水事業会計予算

5 議案第 5号 令和6年度福島市国民健康保険事業費特別会計予算

6 議案第 6号 令和6年度福島市飯坂町財産区特別会計予算

7 議案第 7号 令和6年度福島市公設地方卸売市場事業費特別会計予算

【予算関係 その②】

8 議案第 8号 令和6年度福島市土地区画整理事業費特別会計予算

9 議案第 9号 令和6年度福島市介護保険事業費特別会計予算

10 議案第 10号 令和6年度福島市庁舎整備基金運用特別会計予算

11 議案第 11号 令和6年度福島市後期高齢者医療事業費特別会計予算

12 議案第 12号 令和6年度福島市青木財産区特別会計予算

13 議案第 13号 令和6年度福島市工業団地整備事業費特別会計予算

14 議案第 14号 令和6年度福島市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算

【予算関係 その③】

- 15 議案第15号 令和5年度福島市一般会計補正予算（第10号）
- 16 議案第16号 令和5年度福島市一般会計補正予算（第11号）
- 17 議案第17号 令和5年度福島市水道事業会計補正予算
- 18 議案第18号 令和5年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算
- 19 議案第19号 令和5年度福島市介護保険事業費特別会計補正予算
- 20 議案第20号 令和5年度福島市庁舎整備基金運用特別会計補正予算
- 21 議案第21号 令和5年度福島市後期高齢者医療事業費特別会計補正予算

【条例関係 その①】

22 議案第22号 福島市監査委員条例等の一部を改正する条例制定の件

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

条例中で引用する条項の修正

(令和6年4月1日から施行)

【条例関係 その②】

23 議案第23号 福島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

<引用する用語の修正>

(改正前) 法別表第二に掲げる事務 ⇒ (改正後) 特定個人番号利用事務

※ (参考) 法改正の趣旨

個人番号を利用する法定事務を法律における規定から、省令による規定に変更し
法改正よりもスピードアップを図るもの

(法律の施行の日から施行)

【条例関係 その③】

24 議案第24号 福島市職員定数条例の一部を改正する条例制定の件

保育士増員による体制強化や定年引上げに伴い、職員定数を引上げる改正を行う。

【主な改正内容】

	(改正前)		(改正後)
職員定数	2,536人	⇒	<u>2,576人</u>

(令和6年4月1日から施行)

【条例関係 その④】

25 議案第25号 福島市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する 条例制定の件

国立大学法人法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

条例中で引用する条項の修正

(令和6年4月1日から施行)

【条例関係 その⑤】

26 議案第26号 福島市前澤未来基金条例を廃止する条例制定の件

基金の設置目的を達成したことに伴い、条例を廃止する。

- ※1 個性を伸ばし未来を開拓できる人材の育成や教育等を推進する事業へ活用し、基金残高ゼロ
- ※2 前澤友作氏から同種の寄付があった際は、関連する基金で活用

(令和6年4月1日から施行)

【条例関係 その⑥】

27 議案第27号 福島市手数料条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、危険物を貯蔵する浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所を設置する場合の申請手数料額の改正を行う。

【主な改正内容】

最大貯蔵容量	改正前	改正後
①1,000キロリットル以上 5,000キロリットル未満	1,180,000円	<u>1,450,000円</u>
	}	} ※②～⑦省略
⑧400,000キロリットル以上	7,070,000円	<u>8,790,000円</u>

イメージ図



※福島市に設置実績なし

(令和6年4月1日から施行)

(2) 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例で引用する法律名が変更となるため所要の改正を行う。

【主な改正内容】

<引用する法律名の修正>

(改正前) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律



(改正後) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律

※ (参考) 法律名に「等」が追加された理由

2050年カーボンニュートラル、2030年度に温室効果ガスを46%削減(2013年度比)する目標の実現に向け、省エネルギーの徹底に加え、再生可能エネルギーの利用拡大の取組強化を図る目的を追加するもの

(令和6年4月1日から施行)

【条例関係 その⑦】

28 議案第28号 福島市立学校条例の一部を改正する条例制定の件

市内初の義務教育学校を設置するための改正を行う。

【主な改正内容】

(新設) 福島市立松陵義務教育学校

- ※1 松川地区の市立小中学校を廃止して新たに設置
(対象校：松川小学校、金谷川小学校、下川崎小学校、松陵中学校)
- ※2 義務教育学校の特徴
 - ・小中一貫した教育目標・教育方針による“9年間”の教育
 - ・入学式は1年生、卒業式は“9年生（現：中学3年生）”
 - ・9年間の継続した指導・支援により“基礎学力の定着”と“深い学び”につなげる
 - ・小学校から中学校に進学する際に起こりやすい不安や戸惑いの“緩和”と“解消”に効果

(令和7年4月1日から施行)

【条例関係 その⑧】

29 議案第29号 福島市企業立地促進条例の一部を改正する条例制定の件

本市への企業誘致を促進するため、固定資産税相当額を一定期間助成する操業奨励助成金制度を拡充し、企業の投資意欲の高揚を図る改正を行う。

【主な改正内容】

(1) 用地の“取得”により操業を開始した企業への助成

その①
伴走型支援
“拡充”

	助成額（固定資産税相当額）	助成期間／対象業種
改正前	上限 1,000万円／年 ※対象用地：工業団地のみ	①助成期間 3年間 ⇒対象：製造業・物流業・情報技術・研究開発型企业等
改正後	上限 2,000万円 + (2,000万円を 超える分の1/2) / 年 ※対象用地：工業団地以外にも適用	②助成期間 5年間 ⇒対象：特定集積産業 (医療・健康・ロボット・航空・農産物加工等)

その②
伴走型支援
“創設”

(2) 用地の“取得なし”に操業を開始した企業への助成

助成額（固定資産税相当額）	助成期間／対象業種 等
<p>原則：<u>固定資産税額の1/2相当額</u></p> <p>※上限 2,000万円＋（2,000万円を 超える分の1/2）／年</p>	<p><u>助成期間 3年間</u></p> <p>対象：製造業・物流業・情報技術・ 研究開発型企业・特定集積産業 等</p> <p>※<u>用地取得を必要とするものを除く</u></p>

その③
伴走型支援
“創設”

(3) 操業開始後、追加で“設備投資”等を行う企業への助成

助成額（固定資産税相当額）	助成期間／対象業種 等
<p>原則：<u>固定資産税額の1/2相当額</u></p> <p>※上限 2,000万円＋（2,000万円を 超える分の1/2）／年</p>	<p>助成期間 <u>3年間</u></p> <p>①対象：製造業・物流業・情報技術・ 研究開発型企业・特定集積産業 等</p> <p>②要件：・<u>市内で操業開始から10年以内の企業</u> ・<u>固定資産税が発生する新たな設備投資等</u> <u>（建物の増築、機械設備の購入など）で</u> <u>あること</u></p> <p>※<u>用地取得を必要とするもの、機械設備の更新を除く</u></p>

（令和6年4月1日から施行）

【条例関係 その⑨】

30 議案第30号 福島市犯罪被害者等支援条例制定の件

犯罪被害者等を地域社会全体で支え、誰もが安全に安心して暮らせる地域社会の実現に寄与するため、条例を設ける。

【主な内容】

- (1) 犯罪被害者等の支援にかかる基本理念を規定
- (2) 地域社会の役割を「市」「市民等」「事業者」それぞれについて規定
- (3) 基本理念に基づき実施する犯罪被害者等への支援を規定

※犯罪被害者等とは？

犯罪等により被害を受けた本人、その家族（遺族を含む）

(公布の日から施行)

【条例関係 その⑩】

31 議案第31号 福島市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準が、今後のデジタル社会に向けて一部改正されたことから、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

<入居申込者に重要事項等を記録媒体で交付する場合>

改正前	改正後
磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これに準ずる方法	<u>電磁的記録媒体</u> <u>※媒体を限定しない</u>

(公布の日から施行)

【条例関係 その⑪】

32 議案第32号 福島市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、
所要の改正を行う。

【主な改正内容】

条例中で引用する条項の修正

(令和6年4月1日から施行)

【条例関係 その⑫】

33 議案第33号 福島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が、今後のデジタル社会に向けて一部改正されたことから、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- (1) 認可保育施設の重要事項のインターネット上への情報公開の義務化
- (2) 保護者に文書等を記録媒体で交付する場合

改正前	改正後
磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これに準ずる方法	<u>電磁的記録媒体</u> ※媒体を限定しない

【(1)は令和6年4月1日から、(2)は公布の日から施行】

【条例関係 その⑬】

34 議案第34号 福島市子育てのための施設等利用給付の対象となる認可外保育施設の基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

子ども・子育て支援法施行規則が、今後のデジタル社会に向けて一部改正されたことから、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

認可外保育施設の保育サービス内容のインターネット上への情報公開の義務化

(令和6年4月1日から施行)

【条例関係 その⑭】

35 議案第35号 障がいのある人もない人も共にいきいきと暮らせる福島市づくり条例の一部を改正する条例制定の件

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部改正に伴い、合理的配慮の提供の義務化等を規定する改正を行う。

【主な改正内容】

(1) 社会的障壁の除去にかかる合理的配慮の提供

対象	改正前	改正後
市	義務	義務
事業者	努力義務	

※社会的障壁とは：障がいのある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物や制度等

(2) 「障がいを理由とした差別やその解消の取組に関する情報の収集等」を市の努力義務として規定

(令和6年4月1日から施行)

【条例関係 その⑮】

36 議案第36号 福島市市民会館条例を廃止する条例制定の件

市民会館の老朽化に伴い、（仮称）市民センターへの複合化により閉館するため、条例を廃止する。

（令和7年1月11日から施行）

37 議案第37号 福島市老人センター条例の一部を改正する条例制定の件

敬老センターの老朽化に伴い、（仮称）市民センターへの複合化により閉館するため、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

福島市敬老センター（市民会館内） ⇒ 廃止

（令和7年1月11日から施行）

【条例関係 その⑬】

38 議案第38号 福島市夜間急病診療所条例の一部を改正する条例 制定の件

小児科休日当番医の負担を軽減し、持続可能な休日小児科診療体制を構築するため、夜間急病診療所を休日小児科診療機能を持つ施設に改変し、市内における小児医療の充実・強化を図る改正を行う。

【主な改正内容】

- | | |
|-------------|------------------------------|
| (1) 施設名称の変更 | <u>福島市夜間休日急病センター</u> |
| (2) 診療内容の拡充 | |
| | 従来の夜間診療に、以下の <u>休日診療を加える</u> |
| ①診療科目・診療日 | <u>小児科のみ（第2・第4日曜日）</u> |
| ②診療時間 | 午前9時～正午／午後1時～午後5時 |
| ③診療受付時間 | 午前8時30分～午前11時30分／午後1時～午後4時 |

(令和6年7月1日から施行)

【条例関係 その⑰】

39 議案第39号 福島市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件

介護保険法施行令の一部改正により示された介護保険料の見直し基準に基づき令和6年度から令和8年度の保険料率にかかる改正を行う。

【主な改正内容】

(1) 介護給付費の増加と保険料率の見直しによる第1号被保険者の負担額引上げ

	(改正前)	(改正後)
【基準月額】	6,100円	⇒ <u>6,500円</u>

(2) 低所得者の保険料上昇を抑制するため、所得再分配機能を強化

	(改正前)	(改正後)
【保険料段階の細分化】	10段階	⇒ <u>13</u> 段階

※高所得者の負担割合をきめ細かな区分で引上げし、低所得者の負担割合を引下げるもの

(令和6年4月1日から施行)

【条例関係 その⑱】

40 議案第40号 福島市こども発達支援センター条例の一部を改正する 条例制定の件

児童発達支援センターの地域における中核的な役割を明確化し、医療型と福祉型の機能を一元化するため児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、児童発達支援の強化を図る改正を行う。

【主な改正内容】

- (1) 居宅訪問型児童発達支援機能を追加
- (2) 保育所等訪問支援機能を追加

※1 居宅訪問型児童発達支援とは？

重度の障がいのため外出が著しく困難な児童の生活能力向上等のために、家庭を訪問し実施する支援

※2 保育所等訪問支援とは？

障がい児が集団生活に適應するために、保育所等を訪問し実施する支援

(令和6年4月1日から施行)

【条例関係 その⑱】

41 議案第41号 福島市営住宅等条例の一部を改正する条例制定の件

子育て世帯、若者夫婦世帯を対象とした住宅支援のさらなる充実、及び指定管理者制度の導入により多様化する入居者ニーズへの対応や運営管理の効率化を図ることを目的に改正を行う。

【主な改正内容】

(1) 新婚・子育て世帯向け住宅の入居要件“緩和”

		改正前	改正後
入居収入基準 (世帯月額所得)		214,000円 以下	<u>259,000円 以下</u>
入居の世帯条件 ※いずれか	①	結婚してから3年以内で、 共に39歳以下の夫婦	<u>どちらかが39歳以下の夫婦</u>
	②	小学校修了前の子がいる世帯	<u>18歳未満の子がいる世帯</u>

(2) 指定管理者制度の導入（令和7年度導入予定）

(令和6年4月1日から施行)

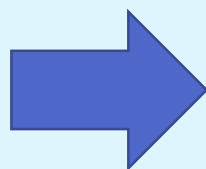
【 条例関係 その⑱ 参考資料 】

◆新婚・子育て世帯向け住宅の入居収入基準の例◆

～ 共働きの夫婦で小学生と園児の子どもがいる4人世帯の場合 ～

改正前

世帯年収 約580万円以下



改正後

世帯年収 約660万円以下

- ※1 上記モデルケースで、小学生の子ども1人の3人世帯の場合は、改正後の世帯年収は約600万円以下
- ※2 共働き以外の場合や自営業など、状況により基準額は変わります

【条例関係 その⑳】

42 議案第42号 福島市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

会計年度任用職員に勤勉手当を支給する改正を行う。

【主な改正内容】

会計年度任用職員の給与の種類に「勤勉手当」を追加

※（参考）令和6年度の会計年度任用職員の期末勤勉手当について

(改正前)		(改正後)
年間期末手当2.45月	➔	年間期末手当2.45月
		<u>年間勤勉手当2.00月</u>
		合計 <u>4.45月</u>

(令和6年4月1日から施行)

【条例関係 その⑳】

- 43 議案第43号 福島市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 44 議案第44号 福島市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 45 議案第45号 福島市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 46 議案第46号 福島市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【条例関係 その②① 主な改正内容】

<障がいに関わること>

障がい者が希望する地域生活を実現する地域づくり

- ①障害福祉サービス利用者が地域生活へ移行するにあたり、本人の意向把握等のため、確認担当者の選任の義務化などを規定
- ②障害福祉サービス利用者が、自ら意思を決定することに困難を抱える場合において、本人の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握することを規定

(令和6年4月1日から施行。ただし、一部は、法に規定する日から施行)

【条例関係 その②②】

47 議案第47号 福島市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

<障がい（児童）に関わること>

社会の変化等に伴う障がい児のニーズへのきめ細かな対応

⇒障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい児及びその保護者の意思をできる限り尊重するための配慮などを規定

（令和6年4月1日から施行。ただし、一部は、法に規定する日から施行）

【条例関係 その⑳】

- 48 議案第48号 福島市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 49 議案第49号 福島市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 50 議案第50号 福島市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 51 議案第51号 福島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【条例関係 その②④】

- 52 議案第52号 福島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 53 議案第53号 福島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 54 議案第54号 福島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 55 議案第55号 福島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【条例関係 その②⑤】

- 56 議案第56号 福島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 57 議案第57号 福島市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 58 議案第58号 福島市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 59 議案第59号 福島市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【条例関係 その⑳～㉔ 主な改正内容】

<介護に関わること>

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

⇒協力医療機関との連携体制を構築することを規定

(2) 自立支援・重度化防止に向けた対応

⇒指定訪問リハビリテーションを実施するにあたり、入院時に医療機関が作成したリハビリテーション計画書の入手及び把握の義務化

(3) 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

⇒介護サービス利用者の安全並びにサービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務化

(4) 制度の安定性・持続可能性の確保

⇒一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制を導入。利用者の安全確保のため、選択後の利用状況のモニタリング実施、及び貸与継続の必要性の検討を義務化

(令和6年4月1日から施行。ただし、一部は、令和6年6月1日から施行)

【その他議案 その①-1】

60 議案第60号 事業契約の件

福島市新学校給食センター整備運営事業について、事業契約を締結する。

- (1) 契約の目的 福島市新学校給食センター整備運営事業
- (2) 契約方法 随意契約
- (3) 契約金額 10,436,471,390円
- (4) 契約の相手方 株式会社福島スクールランチ
代表取締役 福島 弘也
- (5) 契約期間 契約締結の日から
令和23年3月31日まで



【その他議案 その①-2】

PFI手法を導入

民間事業者の創意工夫やノウハウが発揮され、安全で安心な学校給食を安定的に提供

1 施設概要

開設年月 令和8年4月予定

供給能力 1日あたり 10,000食 2献立に対応
食物アレルギーにも対応 (最大100食/日)

対象校 30校 児童生徒約 8,700人

西部・北部給食センターの受配校 18校
単独給食実施校 12校

整備予定地 福島市飯坂町平野字扇田8番地 他



2 今後の予定

設計・建設期間 契約締結後 ~ 令和8年1月

開業準備期間 令和8年2月 ~ 3月

運営期間 令和8年4月 ~ 令和23年3月 (15年間)

【その他議案 その②】

61 議案第61号 市道路線の認定の件

一般公共の用に供するため14路線を認定する。

(1) 路線数 8,011本 ⇒ 8,025本

(2) 市道延長 約2,965.5km ⇒ 約2,966.9km

62 議案第62号 包括外部監査契約の件

令和6年度の包括外部監査契約を締結する。

63 議案第63号 専決処分承認の件

急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき市長が専決処分をしたものについて、承認を求める。

(1) 令和5年度福島市一般会計補正予算（専決第1号）

【報告】

1 報告第 1 号 専決処分報告の件

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長が専決処分をしたものについて報告する。

令和5年度 3月補正予算の内容

(一般会計補正予算 第10号・第11号)

1. 年度末の整理予算

一般会計補正予算額

36億4,913万円

(単位 千円)

	事業費 合計	財源内訳				
		国	県	市債	その他	一般財源
補正第10号	47,077	20,590	—	23,700	2,787	—
補正第11号	3,602,051	△763,803	△1,191,147	△806,700	84,584	6,279,117

【参考】令和5年度予算累計額(一般会計)

1,267億3,301万円